

現 行	改 正 後
<p>3 運用型信託会社</p> <p>3－1 行政報告 (略)</p> <p>3－2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>申請者より、法第4条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>3－2－1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>3－2－2 業務方法書の審査 (略)</p> <p>3－2－3 財産的基礎の審査 (略)</p> <p>3－2－4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査 (略)</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p>	<p>3 運用型信託会社</p> <p>3－1 行政報告 (略)</p> <p>3－2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>申請者より、法第4条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>3－2－1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>3－2－2 業務方法書の審査 (略)</p> <p>3－2－3 財産的基礎の審査 (略)</p> <p>3－2－4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査 (略)</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p>

現 行	改 正 後
<p>① 経営体制（役員又は従業員の確保状況） (略)</p> <p>② 業務運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法令等を遵守し、信託商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施できる体制が整備されているか。 ロ 信託約款等を策定・変更する際に、営業の本部機能を有する部門とは独立した部門において法令及び会計上の検討を行うなど相互牽制機能が十分に働く体制が整備されているか。 (新 設) <p>ハ 信託財産を市場で運用する場合には、信託財産の運用に関する社内規則（注）が整備されているか。また、当該規則に基づく運用<u>が確保される</u>体制が整備されているか。 (注) 受託者責任の観点から、例えば次のような事項が規定されている</p>	<p>① 経営体制（役員又は従業員の確保状況） (略)</p> <p>② 業務運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法令等を遵守し、信託商品の適切な勧誘、説明及び書面交付を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施できる体制が整備されているか。 ロ 信託約款等を策定・変更する際に、営業の本部機能を有する部門とは独立した部門において法令及び会計上の検討を行うなど相互牽制機能が十分に働く体制が整備されているか。 ハ <u>法令等及び信託契約に基づく信託業務の適正な履行が可能な信託の引受けを行うための信託引受審査に関する社内規則（注）が整備されているか。また、当該規則に基づく適正な信託引受審査を確保するための体制が整備されているか。</u> (注) 受託者責任の観点から、例えば次のような事項が規定されている か。 <ul style="list-style-type: none"> a <u>受託者責任に関する基本的考え方（善管注意義務及び忠実義務の遵守等）を定めているか。</u> b <u>信託引受審査が委託者及び受益者の保護並びに信託会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを十分に認識し、適正な信託引受審査の実施に向けた方針及び信託財産の特性等を踏まえた審査基準を定めているか。</u> c <u>信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと等を確認・検証するための具体的な手続きを定めているか。</u> d <u>信託の利用目的・機能、契約の内容等を踏まえた信託受託者としての役割や責任に応じて、引受けを行おうとする財産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを確認・検証するための具体的な手続きを定めているか。特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、その評価の妥当性等を確認・検証するための具体的な手続きを定めているか。</u> <p>二 信託財産を市場で運用する場合には、信託財産の運用に関する社内規則（注）が整備されているか。また、当該規則に基づく運用<u>を確保するための</u>体制が整備されているか。 (注) 受託者責任の観点から、例えば次のような事項が規定されている</p>

現 行	改 正 後
<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 受託者責任に関する基本的考え方（善管注意義務及び忠実義務の遵守等）を定めているか。 b 運用方針・運用内容等（貸株取引に関する事項も含む。）について、委託者に対する説明義務を定めているか。 c 市場取引において遵守すべき原則（例えば価格操作・風説の流布の禁止、引值保証取引に関する事項等）を定めているか。 d 取引執行能力、法令等遵守、信用リスク、取引コスト等を勘案した取引証券会社等の選定に関する基準を定めているか。 <p>二 運用の判断プロセスの適切性を含め、信託財産が信託約款等に則り適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）について、信託財産運用部門から独立した部門による定期的な検証ができる体制が整備されているか。</p> <p>木 法第 29 条第 2 項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、信託勘定から固有勘定への運用に際し、受託者の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合に上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うには、より慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 ・ 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>③ 業務管理体制 (略)</p> <p>3－2－5 免許拒否事由の審査 (略)</p> <p>3－3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3－3－1 営業保証金に係る留意事項 (略)</p>	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 受託者責任に関する基本的考え方（善管注意義務及び忠実義務の遵守等）を定めているか。 b 運用方針・運用内容等（貸株取引に関する事項も含む。）について、委託者に対する説明義務を定めているか。 c 市場取引において遵守すべき原則（例えば価格操作・風説の流布の禁止、引值保証取引に関する事項等）を定めているか。 d 取引執行能力、法令等遵守、信用リスク、取引コスト等を勘案した取引証券会社等の選定に関する基準を定めているか。 <p>木 運用の判断プロセスの適切性を含め、信託財産が信託約款等に則り適切に運用されているか（運用状況の記録を保存しているかを含む。）について、信託財産運用部門から独立した部門による定期的な検証ができる体制が整備されているか。</p> <p>△ 法第 29 条第 2 項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、信託勘定から固有勘定への運用に際し、受託者の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合に上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うには、より慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 ・ 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>③ 業務管理体制 (略)</p> <p>3－2－5 免許拒否事由の審査 (略)</p> <p>3－3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3－3－1 営業保証金に係る留意事項 (略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 4/13

現 行	改 正 後
3－3－2 業務方法書の変更認可 (略)	3－3－2 業務方法書の変更認可 (略)
3－3－3 取締役の兼職の制限 (略)	3－3－3 取締役の兼職の制限 (略)
3－3－4 兼業承認 (1) (略) (2) 兼業業務に係る財産と信託財産との間の取引を行おうとする場合には、 <u>3－2－4(2)②</u> に記載した社内規則の整備の状況について確認するものとする。	3－3－4 兼業承認 (1) (略) (2) 兼業業務に係る財産と信託財産との間の取引を行おうとする場合には、 <u>3－2－4(2)②</u> に記載した社内規則の整備の状況について確認するものとする。
3－3－5 信託業務の委託 (略)	3－3－5 信託業務の委託 (略)
3－3－6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項 (略)	3－3－6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項 (略)
3－4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、 <u>法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か</u> のほか、以下の点にも留意するものとする。 (新 設)	3－4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。 <u>3－4－1 業務運営状況の評価に関する留意事項</u> 信託の委託者及び受益者の保護を図るために、運用型信託会社の業務の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、運用型信託会社の業務運営状況の評価に当たっては、委託者に

現 行	改 正 後
	<p>対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、運用型信託会社に求められる上記態勢は、当該信託会社が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</p> <p>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</p>
(新 設)	<p><u>3－4－2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</u></p> <p>法第28条第1項及び第2項において信託会社の忠実義務、善管注意義務が規定されており、忠実義務に違反する行為として、法第29条第1項各号に掲げる取引及び同条第2項の規定に違反する取引が該当するが、忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に当たっては、これらの行為以外にも、例えば、同一内容の受益権を有する複数の受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平を損ねるような場合など、忠実義務又は善管注意義務に違反することとなる場合があることに留意する。また、信託会社が信託受託者として善管注意義務を十分に果たし得るには、信託受託のための調査・審査・管理が適正に行われている必要があるが、当該調査等の状況の検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約が委託者の不適切な目的に基づくものではないこと等を確認・検証しているか。 ・信託の利用目的・機能、契約の内容等を踏まえた信託受託者としての役割や責任に応じて、引受けを行おうとする財産が信託財産として適法性や適切性を備えていることを確認・検証しているか。特に、資産の流動化・証券化取引に信託が用いられる場合には、信託財産となる原資産の特性を踏まえ、受益者の利益が損なわれることのないよう、その評価の妥当性等を確認・検証しているか。 ・環境リスク等問題のある土地・建物を受託した場合には、所有者責任及び受託者責任の観点から、当該問題に係る状況変化を把握するための監視や当該問題の治癒など、必要な方策を講じているか。 <p>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</p>
<u>3－4－1 届出受理の際の留意事項</u>	<u>3－4－3 届出受理の際の留意事項</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針 6/13

現 行	改 正 後
(略)	(略)
3－4－2 信託業務の再委託 (略)	3－4－4 信託業務の再委託 (略) (削除)
<u>3－4－3 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況</u> <u>法第28条第1項及び第2項において信託会社の忠実義務、善管注意義務が規定されており、忠実義務に違反する行為として、法第29条第1項各号に掲げる取引及び同条第2項の規定に違反する取引が該当するが、これらの行為以外にも、例えば、同一内容の受益権を有する複数の受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平を損ねるような場合など、忠実義務又は善管注意義務に違反することとなる場合があることに留意する。</u>	
3－4－4 顧客情報管理 (略)	3－4－5 顧客情報管理 (略)
3－4－5 不祥事件に対する監督上の対応 (略)	3－4－6 不祥事件に対する監督上の対応 (略)
3－4－6 信託契約代理店の管理体制 (略)	3－4－7 信託契約代理店の管理体制 (略)
3－4－7 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等 (略)	3－4－8 企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等 (略)
3－5 行政処分を行う際の留意事項 (略)	3－5 行政処分を行う際の留意事項 (略)
3－6 廃業等に係る留意事項 (略)	3－6 廃業等に係る留意事項 (略)
3－7 検査部局との連携	3－7 検査部局との連携

現 行	改 正 後
(略)	(略)
5 管理型信託会社	5 管理型信託会社
5-1 行政報告 (略)	5-1 行政報告 (略)
5-2 登録に際しての留意事項 (略)	5-2 登録に際しての留意事項 (略)
5-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)	5-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)
5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、 <u>法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。</u> 5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項 (1) 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 3-2-4(1)に準じるものとする。 (2) 業務運営体制 3-2-4(2)②イ、口及びホに準じるものとする。 (3) 業務管理体制 3-2-4(2)③に準じるものとする。 (新 設)	5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 管理型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-4 (3-4-1を除く。)に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。 5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項 (1) 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 3-2-4(1)に準じるものとする。 (2) 業務運営体制 3-2-4(2)②イからハまで及びヘに準じるものとする。 (3) 業務管理体制 3-2-4(2)③に準じるものとする。 <u>5-4-2 業務運営状況の評価に関する留意事項</u> <u>信託の委託者及び受益者の保護を図るために、管理型信託会社の業務</u>

現 行	改 正 後
	<p>の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、管理型信託会社の業務運営状況の評価に当たっては、管理型信託会社の特性に留意し、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、管理型信託会社に求められる上記態勢は、当該信託会社が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</p> <p>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。なお、参照に当たっては、管理型信託会社の特性に留意すること。</p>
5－5 行政処分を行う際の留意事項 (略)	5－5 行政処分を行う際の留意事項 (略)
5－6 廃業等に係る留意事項 (略)	5－6 廃業等に係る留意事項 (略)
5－7 検査部局との連携 (略)	5－7 検査部局との連携 (略)
8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）	8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）
8－1 行政報告 (略)	8－1 行政報告 (略)
8－2 登録に際しての留意事項 (略)	8－2 登録に際しての留意事項 (略)
8－3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)	8－3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)

現 行	改 正 後
<p>8－4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 <u>3－4（3－4－6及び3－4－7を除く。）及び5－4－1に準じるものとする。</u> (新 設)</p>	<p>8－4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 <u>3－4（3－4－1及び3－4－7、3－4－8を除く。）及び5－4－1に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</u> 8－4－1 業務運営状況の評価に関する留意事項 <u>信託の委託者及び受益者の保護を図るためにには、承認事業者の業務の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、承認事業者の業務運営状況の評価に当たっては、承認事業者の特性に留意し、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、承認事業者に求められる上記態勢は、当該承認事業者が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</u> <u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。なお、参照に当たっては、承認事業者の特性に留意すること。</u> 8－5 行政処分を行う際の留意事項 (略)</p>
<p>8－6 廃業等に係る留意事項 (略)</p>	<p>8－6 廃業等に係る留意事項 (略)</p>
<p>8－7 検査部局との連携 (略)</p>	<p>8－7 検査部局との連携 (略)</p>
9 信託契約代理店	9 信託契約代理店
<p>9－1 行政報告 (略)</p>	<p>9－1 行政報告 (略)</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針 10/13

現 行	改 正 後
9-2 登録に際しての留意事項 (略)	9-2 登録に際しての留意事項 (略)
9-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)	9-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)
9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託契約代理店の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第80条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第81条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。	9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託契約代理店の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第80条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第81条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。
9-4-1 届出受理の際の留意事項 3-4-1に準じるものとする。	9-4-1 届出受理の際の留意事項 3-4-3に準じるものとする。
9-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 (略)	9-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 (略)
9-4-3 顧客情報管理 (略)	9-4-3 顧客情報管理 (略)
9-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)	9-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)
9-6 検査部局との連携 (略)	9-6 検査部局との連携 (略)
10 信託受益権販売業	10 信託受益権販売業

信託会社等に関する総合的な監督指針 11/13

現 行	改 正 後
10-1 行政報告 (略)	10-1 行政報告 (略)
10-2 登録に際しての留意事項 (略)	10-2 登録に際しての留意事項 (略)
10-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)	10-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)
10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託受益権販売業者の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第100条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第101条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。	10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託受益権販売業者の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第100条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第101条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。
10-4-1 届出受理の際の留意事項 3-4-1に準じるものとする。	10-4-1 届出受理の際の留意事項 3-4-3に準じるものとする。
10-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 (略)	10-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 (略)
10-4-3 顧客情報管理 (略)	10-4-3 顧客情報管理 (略)
10-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)	10-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)
10-6 検査部局との連携 (略)	10-6 検査部局との連携 (略)

信託会社等に関する総合的な監督指針 12/13

現 行	改 正 後
1.1 信託兼営金融機関関係	1.1 信託兼営金融機関関係
1.1-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い (略)	1.1-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い (略)
1.1-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項 (略)	1.1-2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項 (略)
1.1-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)	1.1-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)
1.1-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第4条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第8条の2に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務の種類及び方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、3-4（3-4-7を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。 (新 設)	1.1-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第4条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第8条の2に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-4（3-4-1及び3-4-8を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。 1.1-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 信託の委託者及び受益者の保護を図るために、信託兼営金融機関の業務の全てにわたり、兼営法、信託業法その他の法令、定款、業務方法書、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、信託兼営金融機関の信託業務運営状況の評価に当たっては、信託兼営金融機関が金融機関として信託業務を営むものであり、金融機関としての法令等遵守及びリスク管理も求められることに留意し、委託者に対する契約内容の説明や契約締結前の信託引受審査、受託後の信託財産の管理・運用等の信託業務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託業務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、信託兼営金融機関に求められる上記態勢は、当該信託兼営金融機関が行う信託業務の規模、特性により異なることに留意するものとする。

現 行	改 正 後
	<u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u>
11-4-1 元本補てん付信託勘定に係る留意事項 (略)	11-4-2 元本補てん付信託勘定に係る留意事項 (略)
11-4-2 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介に係る留意事項 (略)	11-4-3 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介に係る留意事項 (略)
11-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)	11-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)
11-6 検査部局との連携 (略)	11-6 検査部局との連携 (略)